

ぐうっと！かこがわ奨学金返還支援補助金

主催	加古川市									
日時	令和5年1月4日（水） 申請期限									
内容	中小企業等と大手企業の賃金格差の是正と、若者勤労者の市内定着及び転入の促進を目的として、加古川市内に居住し、かつ、中小企業等へ就職（正規雇用）された方が返還する奨学金の一部を補助します。 1 補助内容 <table><tr><th>令和5年3月1日 現在の勤務場所</th><th>補助金額</th><th>年間上限額</th></tr><tr><td>市内</td><td>10 分の 10</td><td>24 万円</td></tr><tr><td>市外</td><td>2 分の 1</td><td>12 万円</td></tr></table> 2 補助対象要件 （1）～（9）の要件を全て満たす方 （1）大学（短期大学・大学院を含む）、高等学校、高等専門学校、専修学校（専門課程）に進学し、在学中に独立行政法人日本学生支援機構の奨学金（第1種・第2種）の貸与を受けた方 （2）月賦または月賦・半年賦併用により返還期日の到来した奨学金をすべて返還している方 （3）平成3年4月2日以降に生まれた方 または 前年度に当該補助金の交付を受けた方 （4）令和5年1月1日現在において市内に住所を有し、かつ現に居住している方 （5）平成30年4月1日から令和4年12月31日までの間に、中小企業等に正規雇用され、かつ、令和5年3月1日まで継続して雇用される方 （6）過去において当該補助金を36箇月受けていない方 （7）他の奨学金返還補助を受けていない方 （8）暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有しない方 （9）加古川市税を滞納していない方 3 対象となる中小企業等 （1）社会福祉法人 （2）資本金の額（出資の総額）が3億円以下または常時使用する従業員の数が300人以下の法人 及び 個人 ※保険業法に規定する相互会社、国、地方公共団体、その他公共法人等は対象外	令和5年3月1日 現在の勤務場所	補助金額	年間上限額	市内	10 分の 10	24 万円	市外	2 分の 1	12 万円
令和5年3月1日 現在の勤務場所	補助金額	年間上限額								
市内	10 分の 10	24 万円								
市外	2 分の 1	12 万円								
対象（参加者）	補助対象要件を全て満たす方									
申込先・方法	産業振興課へ申請書を郵送									

目的・背景 その他	中小企業等と大手企業の賃金格差の是正 若者勤労者の市内定着及び転入の促進
市ホームページ	掲載済み
広報かこがわ	10月号に掲載済

問合先

加古川市 産業振興課 労働政策係 (担当: 安田・前田)

☎079-427-3074 (内線3153)

返還する奨学金の一部を補助します！

令和4年度

ぐうっと！かこがわ

奨学金返還支援補助金

年間

最大

(36ヵ月まで補助)

24万円

令和5年3月1日 時点の勤務地	補助率	上限額
市内	10/10	年24万円 (月2万円)
市外	1/2	年12万円 (月1万円)

申請期限

令和5年1月4日(水)

補助対象要件

次の要件をすべて満たす方

- ☒ 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金(第1・2種)を滞りなく返還している方
- ☒ 平成30年4月2日以降に生まれた方 又は
前年度に当該補助金の交付を受けた方
※ただし、前年度までに36ヵ月補助を受けた方は対象外です。
- ☒ 令和5年1月1日時点で加古川市内に住所を有する方
※申請時点では加古川市民ではない方(令和5年1月1日までに市内に転入予定の方)も申請は可能です。
- ☒ 平成30年4月1日から令和4年12月31日までの間に、中小企業等(※)に正規雇用され、かつ、令和5年3月1日まで継続して雇用される方(非正規雇用は対象外)
※中小企業等とは、社会福祉法人、資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は従業員が300人以下の法人、個人など。国、公共法人、その他国又は普通地方公共団体が資本金等の2分の1以上を出資している法人は対象外です。



★上記以外の要件もあります。詳しくは加古川市HPをご確認ください。

加古川市HP
はこちら

申請先

加古川市 産業振興課 労働政策係(加古川市役所 新館3階)
〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地
電話: 079-427-3074(直通) FAX: 079-424-1373

QRコード



中小企業等に就職される市内の若者をサポートします。
加古川市に住みながら、魅力ある地元の企業で働きませんか？

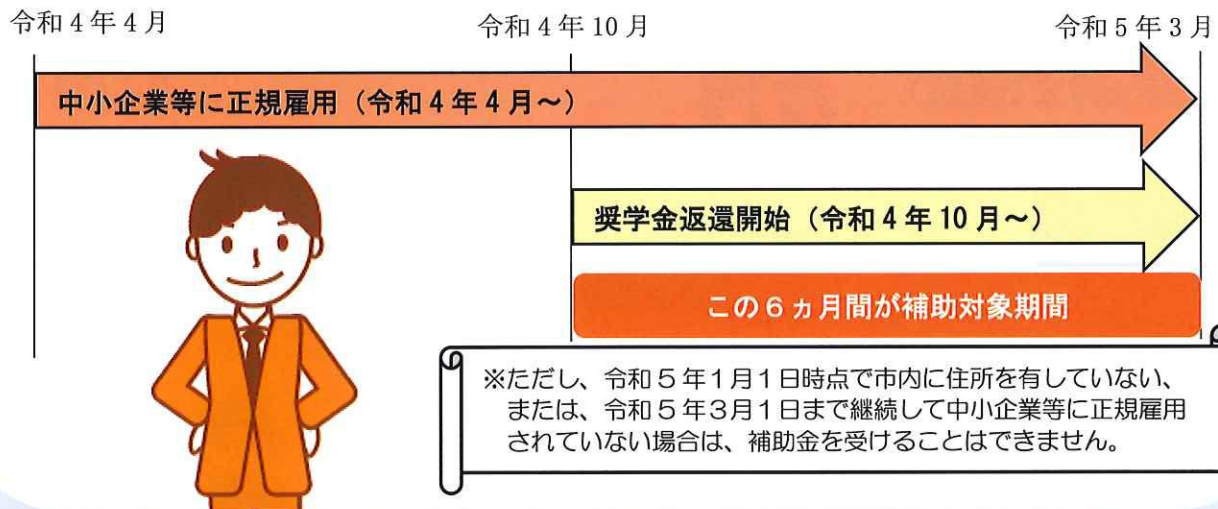
補助金額は、令和5年3月1日時点で市内の事業所に勤務している場合は補助対象期間中に返還した奨学金の10/10（月2万円）、市外の事業所に勤務している場合は1/2（月1万円）となります。

補助対象期間とは、令和4年4月から令和5年3月のうち、中小企業等に正規雇用され、かつ、奨学金を返還している期間です。



補助対象期間の例

（令和4年4月に正規雇用、令和4年10月に奨学金返還開始の場合）



補助金交付までの流れ

時期	申請者→加古川市	加古川市→申請者
令和5年1月4日（※切）	交付申請	
令和5年1月～3月		交付（不交付）決定通知
令和5年3月下旬	実績報告	
令和5年4月		交付確定
令和5年4月～5月		補助金交付

申請方法

（1）申請方法 申請書を郵送にて提出 提出先：加古川市役所 産業振興課（新館3階）

（2）申請期限 令和5年1月4日（水）【必着】

（3）申請に必要な書類

必要なもの	備 考
①交付申請書※	記入もれに注意
②中小企業等に雇用されていることが確認できる書類	健康保険証、雇用契約書などの写し
③日本学生支援機構が発行する補助対象期間における奨学金の返還金額や返還方法の詳細が確認できる書類	
④市税確認承諾書※	市税の滞納がある場合、補助対象外

※書類は加古川市ホームページ又は産業振興課窓口で取得できます。